

飲食店等に対する営業時間短縮協力金

(要請期間：令和3年7月12日～8月22日分) **【早期給付】募集要項**

【申請期間】 令和3年7月21日（水）から7月31日（土）まで

■ 早期給付の概要

令和3年7月12日から8月22日の間、大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく営業時間短縮の要請（以下「要請」という。）にご協力いただける**大阪府内の飲食店等**に対して、要請期間の終了を待たずに営業時間短縮協力金の一部を早期給付いたします。

なお、早期給付分を除く残余分にかかる申請（以下「本申請」という。）については、早期給付の申請をしたとしても必要です（令和3年8月中旬募集予定）。

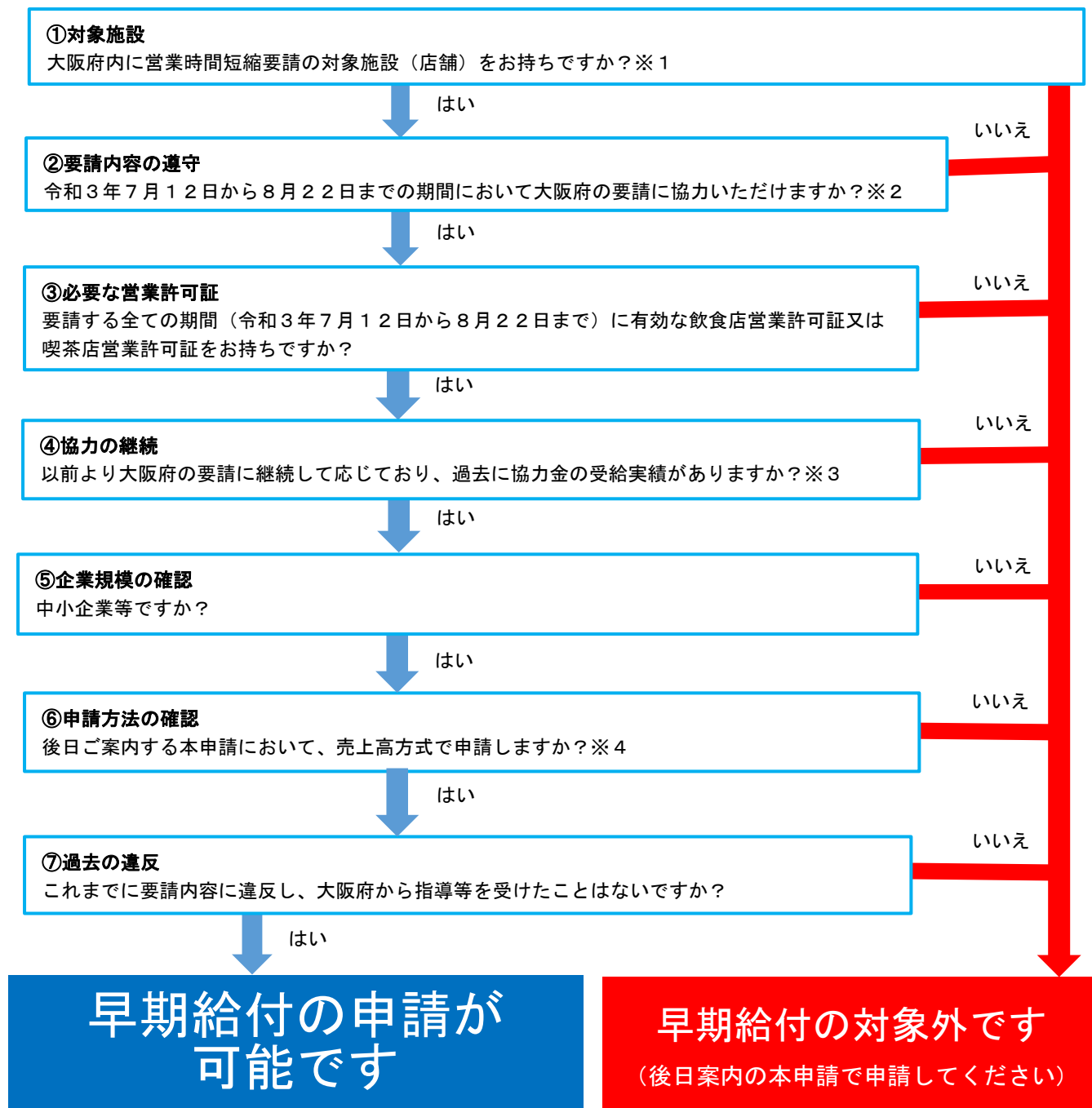
※この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。

対象区域	大阪府内の33市	大阪府内の10町村
区域区分	まん延防止等重点措置区域	その他区域
要請期間	令和3年7月12日（月）から8月22日（日）まで＜42日間＞	
対象施設	大阪府内の飲食店等のうち、食品衛生法（昭和22年法律第233号）における飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている施設（対象施設を運営している事業者の本社所在地が大阪府外である場合も対象）	
主な支給要件 ※全ての要件を満たす必要があります。	①令和3年7月12日から8月22日までの期間において大阪府の要請に協力すること ※要請内容は3ページに掲載しています ②要請する全ての期間に有効な食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を有すること ③以前より要請に対して継続的に応じている店舗であり、過去の協力金を受給したことがあること。具体的には、 【大阪市内の店舗】第3期協力金(3月1日から4月4日までの要請)を受給し、かつ 第4期協力金(4月5日から4月24日までの要請)を受給又は申請していること 【大阪市以外の店舗】第2期協力金(2月8日から2月28日までの要請)を受給し、かつ 第4期協力金(4月1日から4月24日までの要請)を受給又は申請していること ④本申請において売上高方式で申請する事業者（大企業を除く）であること ⑤これまでに要請違反の事実がないこと	
支給額	一律84万円	一律70万円
注意	営業時間短縮の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、被害届を提出又は告訴します。	

早期給付をご希望されない場合は、8月中旬に募集予定の本申請（要請期間：前半6/21～7/11、後半7/12～8/22）をしていただくことで、全期間の協力金を一括でお受け取りにすることができます。

また、早期給付の申請をされても、残余分と前半の受け取りにも改めて申請を行っていただく必要がありますので、忘れずに申請をしてください。

【協力金早期給付対象判定フローチャート】



※1 対象となる施設については、4ページの「対象施設（店舗）一覧表」で確認してください。

※2 要請内容の遵守の状況については、後日、ご案内する本申請で確認します。

※3 大阪市内の店舗においては第3期協力金、大阪市を除く大阪府内の店舗は第2期協力金を受給しており、かつ、いずれの場合も第4期協力金を受給又は申請する必要があります。

※4 売上高減少額方式で申請される場合は、早期給付の対象になりません。後日ご案内の本申請で申請してください。

■ 7月12日から8月22日までの要請内容

1	大阪府内に要請対象施設（以下「店舗」という。「対象施設(店舗)一覧表」4ページ参照）を有すること。（※1）	
2	令和3年7月12日から8月22日までの期間（以下「対象期間」という。）において、以下の要件を満たすこと。	
	市の区域（まん延防止等重点措置区域）	町村の区域（その他区域）
	①通常、 <u>午後8時</u> を超えて営業する店舗が、営業時間を <u>午後8時</u> までに短縮すること。 ②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）は原則自粛すること。ただし、酒類提供する場合は、感染防止認証ゴールドステッカー（※2）（以下「ゴールドステッカー」という。）を申請し、同一グループの入店を原則4人以内にするるとともに、酒類提供は午前11時から <u>午後7時</u> までの間とすること。	①通常、 <u>午後9時</u> を超えて営業する店舗が、営業時間を <u>午後9時</u> までに短縮すること。 ②酒類提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）は原則自粛すること。ただし、酒類提供する場合は、感染防止認証ゴールドステッカー（※2）（以下「ゴールドステッカー」という。）を申請し、同一グループの入店を原則4人以内にするるとともに、酒類提供は午前11時から <u>午後8時</u> までの間とすること。
③カラオケ設備の利用を自粛すること。（※3）		
3	申請する店舗において、食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。（※4）	
4	対象期間の始期までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において「感染防止宣言ステッカー」（以下「ブルーステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）していること。（※5）	

- ※1 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません。ただし、宗教法人は除きます。また、本社が大阪府外にある場合も対象です。
- ※2 酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請が必要です。
- ※3 飲食店の営業許可を受けていて、飲食を主としていないカラオケボックス等は、カラオケ設備の利用は可能です。
ただし、ゴールドステッカーを申請していても酒類提供は自粛する必要があります。
- ※4 許可の有効期間が対象期間の全ての期間を含んでいることが必要です。
- ※5 ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。ブルーステッカーを導入していない期間は、原則として休業することが必要です。ただし、対象期間の終期までにブルーステッカーを導入している店舗で、ブルーステッカーの導入が遅れたことについてやむを得ない理由があったと認められる場合は、支給対象となります。また、対象期間において全ての期間休業していた場合は、本協力金の支給申請日又は当該店舗の営業再開日のいずれか早い日までにブルーステッカーを導入していれば対象となります。

【留意事項】

○反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）		
1	飲食店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店
2		料理店
3		喫茶店
4		居酒屋
5		1～4以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
6	遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外。 ※飲食を主としていない店舗は、カラオケ設備の利用は可能ですが、酒類提供は自粛する必要があります。 ※飲食を主とする店舗は、カラオケ設備の提供は自粛する必要があります。	キャバレー
7		ナイトクラブ
8		ダンスホール
9		スナック
10		バー
11		ダーツバー
12		パブ
13		サロン
14		ホストクラブ
15		ディスコ
16		カラオケボックス
17	カラオケ喫茶	
18		6～17以外のその他遊興施設

<支給対象外事業者（例）>

以下に該当する事業者は食品衛生法における飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の上記要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- (エ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

■ 支給額（一店舗あたり）

店舗の所在地	早期給付額 ※
府内33市 (まん延防止等重点措置区域)	一律84万円
府内10町村 (その他の区域)	一律70万円

※ 要請期間の4週間分を早期給付いたします。

※ 早期給付分を除く営業時間短縮協力金については、後日ご案内する本申請において支給します。

■ 申請手続等

1 申請期間

令和3年7月21日（水）から7月31日（土）まで

2 申請方法

- ・ オンライン申請のみとなります。
- ・ 申請は店舗ごとに行ってください。
- ・ パソコン又はスマートフォンから『大阪府行政オンラインシステム』を選択してください。
- ・ 既に営業時間短縮協力金「第1期」～「第6期」をオンラインで申請済みの方は、利用者登録は不要です。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



【注意】

- ・ 利用者登録は、1事業者あたり1回限りとしてください。
- ・ 申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。申請が完了した場合、変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。
- ・ 申請完了後、内容に修正が生じた場合は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（8ページ）までご連絡ください。
- ・ 申請者が自ら申請の取下げを行った場合は、新たな申請が必要となります。
- ・ 令和3年7月31日（土）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。経過しますと入力（申請）ができませんのでご注意ください。

■ 必要書類 ※全て提出いただくことが必要です。

① 振込先口座を確認できる書類（通帳コピー等）

○既に営業時間短縮協力を申請している場合でも、提出が必要です。

- ・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。
- ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。
また、日本国内の口座に限ります。
- ・通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合は振込先口座を確認できるもの
例：当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

② 誓約・同意書

○全ての誓約・同意事項を確認し、誓約日、本店所在地（個人事業主の住所）、事業者名（法人名又は屋号）、代表者名（個人事業主の氏名）を、法人の代表者又は個人事業主が自署したものを提出してください。

※自署以外に記名・押印でも問題ありません。

※撮影した写真、PDFに変換したもの等を添付してください。

※提出いただく写真や画像データは、内容が読み取れるように、大きく見やすいものを添付してください。

■ 協力金の支給

1. 協力金の支給の決定・通知

- (1) 審査は店舗ごとに行い、審査の結果、申請内容が適正と認められる時は協力金を早期給付します。※各期協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。
- (2) 審査の結果、協力金の支給を決定した時は、申請者の金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。
- (3) 審査の結果、協力金の不支給を決定した時は、オンラインシステムにより通知します。

2. 協力金の支給

協力金は、「府．時短協力金申請事務局（フ．ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク）」より、審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。

■ その他

1. 本協力金の支給決定後、正当な理由なく本申請を行わない時や、大阪府の調査等により、支給要件に該当しない事実、申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、大阪府に協力金を全額返還するとともに、違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名の公表をすることもあります。
2. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合、また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、事前にその旨を届け出てください。届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（8ページ）までご連絡ください。
3. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
4. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。
5. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
7. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
8. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者提供することがあります。
9. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
10. 申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

- 1 1. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
- 1 2. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、前各号に掲げる事務のほか、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

営業時間短縮協力金の税務処理について ~正しく確定申告を行ってください

営業時間短縮協力金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。協力金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、協力金を含めた収入から経費を差し引きますので、協力金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■ 本協力金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日のみ）（※）

〔電話番号〕 06-7166-9987

※7月22日（木・祝）及び7月31日（土）は開設します。

府ホームページに「よくあるお問い合わせ（FAQ）／随時更新」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。